

令和8年度『ALKARE 早島』事業
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、早島町の地域資源を活かした「歩いて暮らせる魅力あるまち」の実現に向け、まち歩きを通じた地域回遊、町内消費の促進を図るとともに、取材・撮影した内容をホームページで発信することにより、町内外への効果的な情報発信を行うことを目的とする。

2 本業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 『ALKARE 早島』 実施業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度『ALKARE 早島』事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおり。

(3) 委託期間

契約の日から令和9年2月12日(金)まで

(4) 提案上限額

金990,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 スケジュール

実施内容	日付（令和8年）
質問書提出期限	令和8年10月21日（水）正午まで
参加表明書類提出期限	令和8年10月23日（金）午後4時30分まで
質問に対する回答日	令和8年10月26日（月）
企画提案書類提出期限	令和8年11月4日（水）午後4時30分まで
プレゼンテーション実施日	令和8年11月9日（月）
審査結果通知	令和8年11月11日（水）予定
契約締結	令和8年11月中旬 予定

4 参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加される事業者は、以下のすべての条件を満たしている者とし、ただし、以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（3）仕様書の内容を熟知した上で、本プロポーザルに参加できること。

5 契約期間

契約の日から令和9年2月12日(金)まで

6 質問に関する事項

（1）質問方法

参加表明及び企画提案に関して不明な点がある場合は、「質問書（様式第1号）」に質問事項を記載し、本要領15の担当部署にメールにより提出すること。電話、来庁等による口頭での質問は受け付けない。

なお、質問は「参加表明及び企画提案に必要な事項」及び「業務実施に係る条件」に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

（2）質問に対する回答

企画提案に関することについては、参加表明書を提出した事業者（以下「参加事業者」という。）全てに対して、質問内容と回答を示した書類をメールにて送信する。

なお、質問の回答内容は、本要領及び仕様書の追加または修正とみなすものとする。

（3）質問受付期限

令和8年10月21日（水）正午まで

7 参加表明に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、本要領4の参加資格を確認の上、次のとおり書類を提出すること。

（1）提出資料

① 参加表明書兼誓約書（様式第2号） 1部

② 会社概要書（様式第3号） 7部

・様式に示す会社概要を記載すること。

③ 協力事業者等概要書（様式第4号） 7部

・本業務遂行のため、社外の事業者等の協力を求める場合のみ、協力事業者ごとに作成すること。

④ 業務実績書（様式第5号） 7部

・本業務の類似業務について実績を記載すること。

・社外の事業者等の協力を得る場合は、協力を得る分野における社外事業者等の業務実績調書も別途作成し提出すること。

・類似業務とは、地方創生事業、地域活性化事業、地元情報誌・イベント企画運営等の地域ブランディング活動をいう。

- ⑤ 法人は履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し、個人は代表者の住民票の写し 1 部

(2) 提出期限

令和8年10月23日（金）午後4時30分まで

(3) 提出方法

提出書類を本要領15の担当部署に持参又は郵送（必着）にて提出すること。

※持参の場合の受付時間は、早島町役場の閉庁日を除く各日午前9時00分から午後4時30分までとする。

8 企画提案に関する事項

参加事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書 7 部

任意様式とする。ページ数の制限はしないが、提案内容を簡潔に分かりやすくまとめること。また、以下を添付すること。

(ア) 業務実施体制調書（様式第6号）

業務実施体制調書には、本業務を受託した場合における実施体制について、全体の業務体制図及び人員の配置（管理責任者の氏名、経験年数、保有資格、担当業務実績、手持ち業務の内容等）について記載すること。

(イ) 業務実施方針（様式第7号）

本町の現状、地域性を踏まえ、本業務実施にあたっての考え方、姿勢などの基本方針、手順、工程について記載すること。なお、記載にあたっては、本業務の課題、貴社が重視するポイントや特徴、独自提案等を明記すること。

なお、工程には、仕様書の各項目を踏まえ、本業務にとって最も有益と考えられる業務項目ごとのスケジュールを各項目の関連が分かるように作成すること。

(ウ) 企画提案書（様式第8号）

企画書を作成すること。なお、本町にとって有益な提案（仕様書に記載が無い事項についての提案、仕様書の内容より効果的で効率的な手法等の提案）があれば、その旨を明示して記載すること。

② 見積書（様式第9号） 1 部

本年度業務の実施に係る見積書を提出すること。

併せて、業務内容ごとの経費の内訳、消費税及び地方消費税を除いた価格と税込価格を記載した参考見積書（様式は任意）を提出すること。

なお、本年度業務の見積額については、本要領2の「(4) 提案上限額」の範囲内となるよう提出することとし、提案上限額を上回る金額で見積書を提出した事業者は失格とする。その際、この提案上限額が、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すものであり、見積額を評価の対象とすることに留意すること。

(2) 提出期限

令和8年11月4日（水）午後4時30分まで

(3) 提出方法

提出書類を本要領 15 の担当部署に持参又は郵送（必着）にて提出すること。

※持参の場合の受付時間は、早島町役場の閉庁日を除く各日午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分までとする。

※期限までに提出されなかった場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

9 企画提案に関する事項

(1) 選定者

委託候補者（以下「候補者」という。）の選定は、「選定委員会」において行う。

(2) 選定方法

参加事業者から提出された企画提案書等について、書類審査とプレゼンテーションを実施する。あらかじめ設定した評価基準に基づき、選定委員会の委員が提案内容を総合的に評価・採点し、本業務の実施にあたり最適な提案をした事業者を、候補者として選定する。

なお、プレゼンテーションにおける業務内容の提案及び質疑応答については、本業務を受託した際に担当技術者となる者が直接行うこととする。

(3) 提案プレゼンテーションの日時等

提案プレゼンテーションの日時及び場所等の詳細については、別途通知する。時間は予定で 25 分（質疑応答 5 分を含む。）とする。スクリーンは使用しない。

(4) 選定結果

選定結果については、全ての参加事業者に対して書面により通知するものとする。

なお、選定の経緯や内容については公表しない。また、選定結果に対する質疑や異議申し立ては受け付けないこととする。

10 評価基準（概要）

評価項目	評価基準	配分
見積価格	提案価格に対する評価	5%
会社概要、業務実績	技術力、組織体制、類似業務の経験、活動実績	15%
業務実施体制	管理技術者及びスタッフの人員配置（経験年数、同種業務の履行実績）、現在手持ちの業務（その他業務）	10%
基本方針	業務実施に当たっての考え方、姿勢	10%
プレゼンテーション	提案の説明能力、業務への意欲・姿勢、質疑に対する応答、コミュニケーション能力	10%
業務内容	企画、立案能力、計画性、実行性、地方創生・地域活性化等の地域ブランディングへの貢献度、当協会や事業への理解度、独自提案の有益性	50%

11 参加事業者の失格

参加事業者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とする。

(1) 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 本要領4に定める参加資格を満たしていない、又は満たさなくなった場合
- (4) その他本要領の定めに反した場合
- (5) 本件に関して不正な行為、公平さを欠く行為等があった場合
- (6) 参加表明者が申請を辞退するときは、必ず、窓口に辞退届（様式第10号）を提出すること。

1.2 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、その一切を参加事業者の負担とする。
- (2) 持参以外の方法による場合で、参加事業者が提出した書類について不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、協会はこの責を負わない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 書類の提出後において、その内容の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は参加事業者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。

1.3 契約候補者の選定

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者の適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びプレゼンテーション等の状況进行评估し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定する。

なお、参加事業者が1社であった場合も本プロポーザルは有効とし、書類審査及びプレゼンテーションを行う。

1.4 契約

契約内容については、候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。契約締結に向けて、候補者と業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を行った上で、業務委託契約の締結を行う。

なお、協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続きを行うものとする。

1.5 担当部署

早島町観光協会 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360-1
電話 086-482-0612（事務局 早島町企画課内）